

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第57号

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成25年新潟県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)	(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)
第4条 条例第2条第4項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。	第4条 条例第2条第4項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）	(4) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）
<u>第8条第3項</u> に規定する一般地方独立行政法人	<u>第55条</u> に規定する一般地方独立行政法人
(5)・(6) (略)	(5)・(6) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。